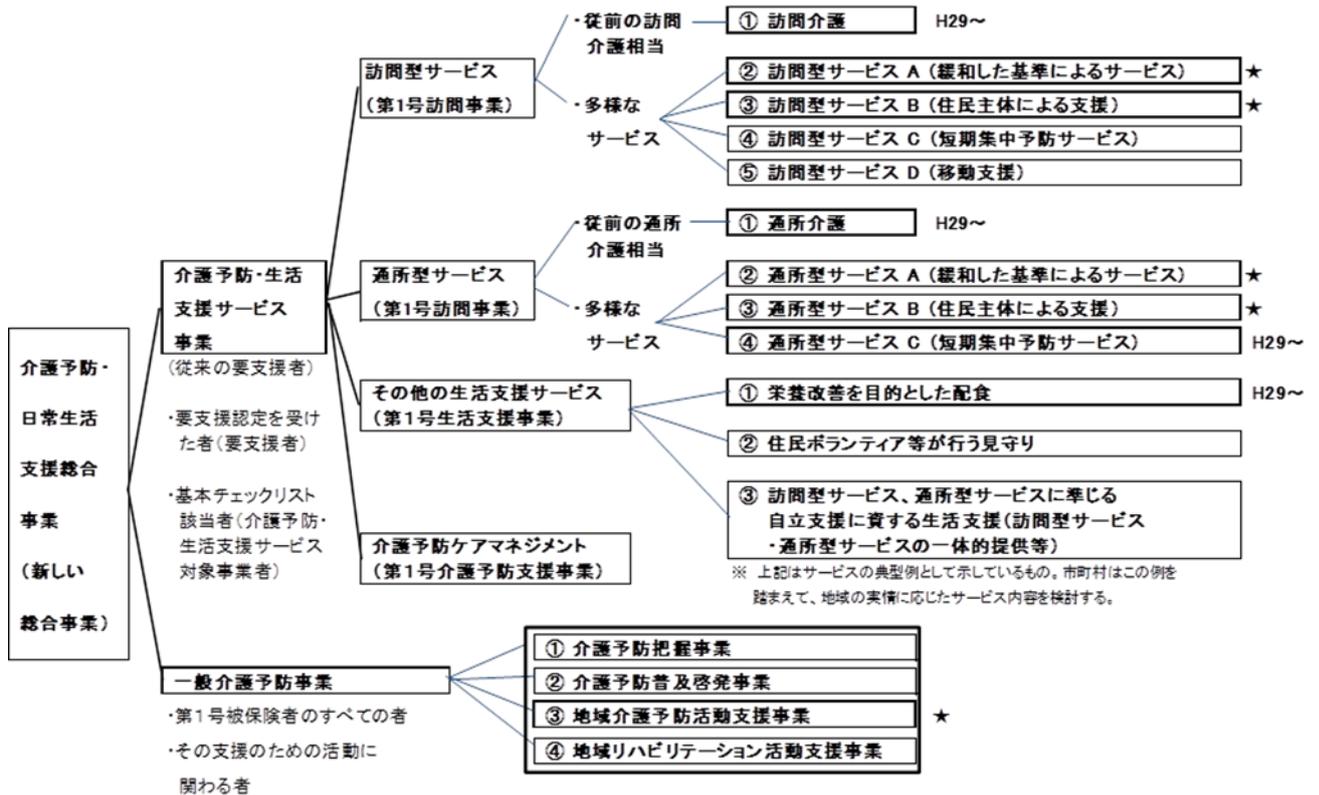


総合事業における多様なサービスの開始について

1 総合事業の構成とサービスの全体像



(1) 30年度に導入予定のサービス

1) 介護予防・生活支援サービス事業 上記★印

- 訪問型サービスについては、
 - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③訪問型サービスB(住民主体による支援)を導入
- 通所型サービスについては、
 - ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③通所型サービスB(住民主体による支援)を導入

2) 一般介護予防事業 上記★印

- ③地域介護予防活動支援事業については、新たに、
 転倒予防体操推進活動団体、地域サロン に対する補助金導入。

2 緩和した基準によるサービスの内容

(1) 訪問型サービス

- 本市の訪問型サービスAの名称を「生活援助訪問型サービス」とする。

1) 従前のサービスとの比較

| 基準 | 従前の訪問介護相当 | 多様なサービス |
|----------------|--|---|
| サービス種別 | ①訪問介護 | ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス) |
| サービス名称 | 介護予防訪問型サービス | 生活援助訪問型サービス |
| サービス内容 | 訪問介護員による身体介護、生活援助 | 生活援助等 |
| 対象者とサービス提供の考え方 | 要支援者等のうち、 ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○訪問介護員によるサービスが必要なケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 | 要支援者等のうち、 ○身体介護を伴わない生活援助のケース ○訪問介護員以外によるサービスが必要なケース |
| 実施方法 | 事業者指定 | |
| 基準 | 旧介護予防訪問介護と同等 | 人員等を緩和した基準 |
| サービス提供者(例) | 訪問介護員(訪問介護事業者) | 主に雇用労働者 |

2) 市認定ヘルパーについて

- 以下の講座を受講した者を市認定ヘルパーとする。
 - ・市認定ヘルパー養成講座 ※詳細は別紙参照
 - ・介護予防・生活支援サービス担い手養成研修
(運営:千葉県介護福祉士会(千葉県委託事業))
 - ・上記研修に準ずるもの
(※他市認定ヘルパー研修等)

市認定ヘルパーが提供するサービス

- ・居室内やトイレ、卓上等の清掃
- ・ゴミ出し
- ・掃除の準備、後片付け
- ・洗濯機または手洗いによる洗濯
- ・洗濯物の乾燥、物干し
- ・洗濯物の取り入れと収納
- ・利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- ・衣類の整理(夏・冬物等の入れ替え等)
- ・アイロンがけ
- ・被服の補修(ボタン付け、破れの補修等)
- ・食事の配膳、後片付け
- ・日用品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む)
- ・一般的な調理
- ・薬の受け取り

(2) 通所型サービス

- 通所型サービス A として、運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防ミニデイ型サービスの2つのサービスを設定。

1) 従前のサービスとの比較

| 基準 | 従前の通所介護相当 | 多様なサービス | |
|----------------|--|--|---------------------------------------|
| サービス種別 | ①通所介護 | ②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス) | |
| サービス名称 | 介護予防通所型サービス | 運動機能向上ミニデイ型サービス | 介護予防ミニデイ型サービス |
| サービス内容 | 通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練 | 運動機能向上のための機能訓練、 レクリエーション等 | 体操やレクリエーション等 |
| 対象者とサービス提供の考え方 | 要支援者等のうち ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 | 要支援者等のうち ○入浴、食事等の介助のサービス を必要としないケース ○集中的に運動機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース | 要支援者等のうち ○入浴、食事等の介助のサービスを必要としないケース |
| 実施方法 | 事業者指定 | | |
| 基準 | 旧介護予防通所介護と同等 | 人員等を緩和した基準 | |
| サービス提供者(例) | 通所介護事業者の従事者 | 主に雇用労働者+ボランティア | |

3 住民主体サービスの内容

(1) 訪問型サービス

本市の訪問型サービス B の名称を「住民主体による訪問型サービス」とする。

1) 従前のサービスとの比較

| 基準 | 従前の訪問介護相当 | 多様なサービス |
|----------------|---|-----------------------------------|
| サービス種別 | ①訪問介護 | ③訪問型サービスB (住民主体による支援) |
| サービス名称 | 介護予防訪問型サービス | 住民主体による訪問型サービス |
| サービス内容 | 訪問介護員による身体介護、生活援助 | 住民主体の自主活動として行う生活援助等 |
| 対象者とサービス提供の考え方 | ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○訪問介護員によるサービスが必要なケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 | 要支援者等のうち ○身の回りの簡易な生活援助を利用するケース |
| 実施方法 | 事業者指定 | 補助(助成) |
| 基準 | 旧介護予防訪問介護と同等 | 個人情報の保護等の最低限の基準 |
| サービス提供者(例) | 訪問介護員(訪問介護事業者) | ボランティア主体 |

(2) 通所型サービス

本市の通所型サービスBの名称を「住民主体による通所型サービス」とする。

1) 従前のサービスとの比較

| 基準 | 従前の通所介護相当 | 多様なサービス |
|----------------|--|--|
| サービス種別 | ①通所介護 | ③通所型サービスB (住民主体による支援) |
| サービス名称 | 介護予防通所型サービス | 住民主体による通所型サービス |
| サービス内容 | 通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練 | 体操、運動等の活動など、自主的な通いの場 |
| 対象者とサービス提供の考え方 | ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 | 要支援者等のうち、 ○外出や交流を目的とした住民主体の通いの場を利用するケース |
| 実施方法 | 事業者指定 | 補助(助成) |
| 基準 | 旧介護予防通所介護と同等 | 個人情報の保護等の最低限の基準 |
| サービス提供者(例) | 通所介護事業者の従事者 | ボランティア主体 |

(3) 地域サロン

65歳以上の全ての高齢者が参加することのできる、外出や交流を目的とした住民主体の通いの場を充実するため、「地域サロン」を導入する。

(4) 実施方法

住民主体による訪問型サービス、住民主体による通所型サービス、地域サロンを提供する団体に、立上げ経費や活動に要する費用を補助する。

* 次ページ、4 介護予防・日常生活支援総合事業補助金について 参照

4 介護予防・日常生活支援総合事業補助金について

(1) 目的

地域の支え合いの体制づくりを推進することにより、高齢者その他地域の住民の福祉の向上を図るため、住民主体で行うサービスを提供する個人又は団体に補助金を交付。

(2) 対象となる団体

- ①町会又は自治会、地域住民主体で構成される活動団体、特定非営利活動法人、老人クラブ、その他
- ②サービスの提供を1年間以上継続できる団体であること。
- ③同一団体において、市の財源による類似の補助金を受けていない団体であること。

(3) 対象となる事業

- ①訪問型サービス
1か月あたり概ね5人以上の要支援者等が利用すること。
- ②通所型サービス
1か月あたり1回以上、1回あたり2時間以上実施すること。
1か月あたり概ね5人以上の要支援者等が利用すること。
- ③地域サロン
1か月あたり1回以上、1回あたり1時間30分以上実施すること。
1か月あたり概ね5人以上の高齢者が利用すること。

(4) 補助対象経費

- ①立ち上げ支援: 消耗品費、修繕費、備品購入費
- ②運営支援: 借用費(会場費等)、備品購入費、消耗品費、保険料、
運営リーダー謝礼金 等

(5) 申請方法

交付希望団体は、市役所高齢者支援課に申請書等を提出。
事業実施後、報告書などの書式一式を提出し、補助金の交付を受ける。(概算交付も可)

5 転倒予防体操推進団体補助金について

(1) 目的

転倒予防体操を普及することにより、高齢者の健康維持及び介護予防の推進を図るため、転倒予防体操推進団体に補助金を交付。

(2) 対象 ①～③すべてに該当する団体

- ①転倒予防体操推進団体の登録を行っていること。
- ②当該年度の4月1日から3月31日までの間に活動を行う団体であり、概ね月2回程度、活動を継続していること。
- ③同一団体において、他の補助金を受けていない団体であること。

(3) 補助対象経費

借用費(会場費等)、消耗品費、保険料

(4) 申請方法

交付希望団体は、市役所高齢者支援課に申請書等を提出。
事業実施後、報告書などの書式一式を提出し、補助金の交付を受ける。

6 今後のスケジュール予定について

| | |
|--|-------------------|
| 平成30年7月中 | サービスA事業者指定申請受付 |
| 平成30年8月中 | サービスコード表等ホームページ掲載 |
| 平成30年8月中 | サービスB提供開始 |
| 平成30年9月中 | サービスA提供開始 |
| 第1回:平成30年6月～ 第2回:平成30年11月～ | 市認定ヘルパー養成講座 |
| 第1回:平成30年9月20日(木) 第2回:平成31年2月 or 3月 | 事業所内養成研修講師向け説明会 |